

鹿屋体育大学 新型コロナウイルス感染症対応のため行動指針 20220420版

対応レベル	感染状況	基本的な感染対策	運営			正課活動(教育)				正課外活動(準教育)		研究活動		社会貢献活動	
			入構規制	教職員勤務	会議・委員会	授業(講義)	授業(実験・演習)	授業(実技実習)	授業※(学外実習等)	研究活動(卒業研究・学位論文作成)	課外活動(学内のみ)	課外活動(対外試合)	実験・測定活動(学内者)	実験・測定活動(学外者)	公開講座
1	注意1	全国のどこかで感染者が出ている状況(収束傾向が見られる場合)	なし	感染防止対策を講じた上で、通常の業務を行う。必要に応じて、在宅勤務を推奨または実施する。	原則、遠隔会議とするが、感染防止対策を講じた上で、対面会議も可能とする。	原則、対面授業とする ただし、感染防止対策が最大限にできないと判断した場合は、遠隔授業も可能とする。	原則、対面で行う	原則、対面で行う	卒業研究、学位論文作成のための学生の入構を認める ただし、最大限の感染予防対策を講じられない場合は中止する。	課外活動は許可制で実施する ただし、顧問教員が届け出て、許可が出た場合は、最大限の感染予防対策を講じながら実施する。	実験・測定は実施可能とする ただし、最大限の感染予防対策を講じられない場合は中止する。	活動は実施可能とする ただし、最大限の感染予防対策を講じられない場合は中止する。			
	注意2	全国のどこかで感染者が出ている状況													
	注意3	全国のどこかで感染者が多く出ている状況(まん延防止等重点措置もしくは緊急事態宣言は発出されていないが、拡大が懸念される場合)													
2	警戒1	鹿児島県もしくは鹿屋市でまん延防止等重点措置もしくは緊急事態宣言が発出されている状況	なし	感染防止対策を講じた上で、通常の業務を行う。必要に応じて、在宅勤務を推奨または実施する。	原則、遠隔会議とするが、感染防止対策を講じた上で、対面会議も可能とする。	原則、遠隔授業で対応する ただし、授業担当教員が届け出て許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら対面授業が実施できる。	実習先に学内の感染状況を説明・協議の上、実施する ただし、感染防止対策が最大限にできないと判断した場合及び実習先から受け入れを断られた場合は、中止(延期)とする。	卒業研究、学位論文作成のための学生の入構を認めない ただし、指導教員が届け出て許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら実施することができる。	課外活動は中止とする ただし、直前に全国大会以上の大会、若しくはそれらの大会に出場するための予選大会がある場合に限り、届け出て危機管理委員長(学長)から特別に許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら学内の個人又はグループ練習を実施することができる(この場合の個人又はグループとは大会出場者を指す)	実験・測定は中止する ただし、研究責任者が届け出て許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら実施することができる。	活動は中止する ただし、担当者が届け出て許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら実施することができる。				
	警戒2	鹿児島県もしくは鹿屋市でまん延防止等重点措置もしくは緊急事態宣言が発出されている状況(感染状況を踏まえ、危機管理委員会が特に警戒を強める必要があると判断する場合)													
3	緊急1	都道府県でまん延防止等重点措置もしくは緊急事態宣言が発出されている状況。また、鹿児島県もしくは鹿屋市での感染拡大が著しい状況	なし	感染防止対策を講じた上で、通常の業務を行う。必要に応じて、在宅勤務を推奨または実施する。	原則、遠隔会議とするが、感染防止対策を講じた上で、対面会議も可能とする。	遠隔授業で対応する ただし、学生が届け出て許可された場合は、入構して遠隔授業を受講できる。	実習先に学内の感染状況を説明・協議の上、実施する ただし、感染防止対策が最大限にできないと判断した場合及び実習先から受け入れを断られた場合は、中止(延期)とする。	卒業研究、学位論文作成のための学生の入構を認めない ただし、指導教員が届け出て許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら実施することができる。	課外活動は中止とする ただし、直前に全国大会以上の大会、若しくはそれらの大会に出場するための予選大会がある場合に限り、届け出て危機管理委員長(学長)から特別に許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら学内の個人又はグループ練習を実施することができる(この場合の個人又はグループとは大会出場者を指す)	実験・測定は中止する ただし、研究責任者が届け出て許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら実施することができる。	活動は中止する ただし、担当者が届け出て許可された場合は、最大限の感染予防対策を講じながら実施することができる。				
	緊急2	都道府県でまん延防止等重点措置もしくは緊急事態宣言が発出されている状況。また、鹿児島県もしくは鹿屋市での感染拡大が著しい状況(感染状況を踏まえ、危機管理委員会が特に緊急を強める必要があると判断する場合)													

入構規制及び業務停止等を実施する。
ただし、社会情勢や学内の状況、他機関からの要請等により、危機管理委員長(学長)が必要と判断した場合は、入構や業務の実施を認める。

※ 実習先が鹿屋市外の場合、実習先と協議の上、実施の可否を判断する。